

地方独立行政法人 静岡県立病院機構

提供日 2021/3/4(木)

タイトル 地域医療連携推進法人の認定申請書の知事への提出

担当 本部事務部 経営管理課

連絡先 本部事務部 経営管理課

TEL 054-200-1623



～ともにつくる 信頼と安心の医療～

## 地域医療連携推進法人の認定申請書の知事への提出

### 県立総合病院と桜ヶ丘病院との連携による地域医療の確保の取組

県立総合病院と桜ヶ丘病院とを参加施設とする地域医療連携推進法人の認定に向け、両病院の関係者が県庁を訪問し、県知事に認定申請書を提出します。

地域医療連携推進法人は、平成 29 年度に導入された医療法に基づく県知事の認定制度で、県内初となります。

日時 令和3年3月8日(月) 9時45分

会場 知事室（静岡県庁東館5階）

内容 地域医療連携推進法人の認定申請書の提出

訪問者 ○地方独立行政法人静岡県立病院機構（県立総合病院）

・田中一成 理事長兼院長

・山口重則 副理事長

○独立行政法人地域医療機能推進機構（桜ヶ丘病院）

・内野直樹 理事長特任補佐兼院長

・遠藤和美 事務長

その他

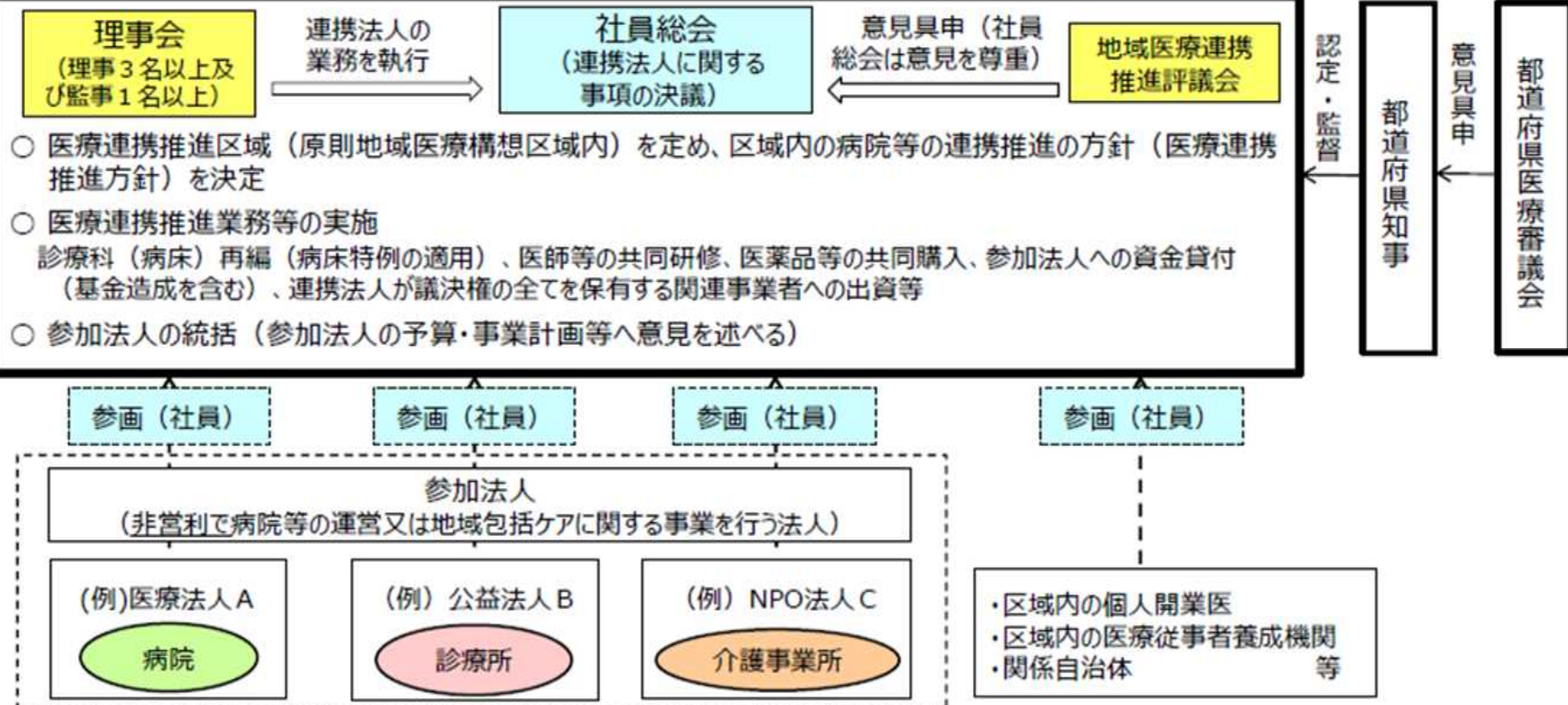
- ・地域医療連携推進法人は、医療法第70条に基づく県知事の認定制度です。
- ・医療機関等を開設する複数の法人が、地域における医療機関等の連携を推進すること等を目的とする法人を設立し、県知事が認定します。
- ・平成29年度に導入された制度で、県内では初となります。

（全国には、山形県の日本海ヘルスケアネットなど21法人が認定されています〔令和3年2月現在〕）

# 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

## 地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定  
(認定基準の例)
  - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること